

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(當日が休日には、翌日)  
(當日が休日には、翌日)

## 鳥取県告示第四百四十二号

二 調査の範囲の項中「二百五十二世帯」を「百六十八世帯」に改める。  
四 調査の期間の項中「十月三十一日」を「十一月三十日」に、「二箇月間」を「三箇月間」に改める。

- ◆告示 烏取県家計調査要綱の一部改正
- 保険医療機関等の登録
- 保険医の登録

中型まき網漁業に係る許可の申請期間

昭和三十三年五月鳥取県告示第二百七十四号の一部改正

- 昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号の一部改正
- 昭和五十年度消防設備士試験の実施

昭和五十年五月十六日

鳥取県知事 平林鴻三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
樋口医院	鳥取市大桶五〇七一	昭和五十年五月一日
再藤山内科医院	鳥取市西品治三〇五一二	"
石河内科医院	鳥取市元魚町一丁目二十九	"
木下産婦人科医院	米子市上後藤三二	"
柿坂医院	八頭郡八東町大字北山七三	五月十四日
隅田医院八郷分院	"	五月十四日
西伯郡岸本町番原六五七一	"	五月十四日

## 鳥取県告示第四百四十一号

鳥取県家計調査要綱（昭和四十八年五月鳥取県告示第三百三十号）の一部を次のように改正する。

昭和五十年五月十六日

鳥取県知事

平林鴻

三

松井医院 日吉津分院	西伯郡日吉津村 大字日吉津八八九一四		
湖山歯科医院	氣高郡氣高町勝見七四	"	"
米本消化器内科	鳥取市吉成大曲八二〇一一五	"	五月一日
小林薬局上井店	倉吉市上井二二三一七	"	五月一日
太田歯科医院	鳥取市今町一丁目五〇四	"	五月八日

## 鳥取県告示第四百四十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十年五月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
尾崎彰	鳥医第一、九五〇号	昭和五十年四月三十日

係る許可の申請期間を昭和五十年五月十六日から昭和五十年五月二十六日までと定めたので、同規則同条第三項の規定により告示する。  
昭和五十年五月十六日

## 鳥取県告示第四百四十五号

昭和三十三年五月鳥取県告示第二百七十四号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十年五月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第四百四十六号

昭和四十一年十月鳥取県告示第五百二十三号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十年五月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県鳥取沿岸赤崎海岸赤崎地区海岸の項の次に次のように加える。

次の基点を順次結んだ線及び基点一八と基点一を結んだ線によつて

開まれた区域

基点一 西伯郡淀江町大字今津字濱田二六七番の一地先の標柱一

の標柱二

の標柱三

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）第九条第二項の規定に基づき、中型まき網（一そうまききんちやく網）漁業に

四	川九八番の川七号の櫻柱四
五	川九八番の川七号の櫻柱四
六	川九八番の川七号の櫻柱四
七	川九八番の川七号の櫻柱四
八	川九八番の川七号の櫻柱四
九	川九八番の川七号の櫻柱四
十	川九八番の川七号の櫻柱四
十一	川九八番の川七号の櫻柱四
十二	川九八番の川七号の櫻柱四
十三	川九八番の川七号の櫻柱四
十四	川九八番の川七号の櫻柱四
十五	川九八番の川七号の櫻柱四
十六	川九八番の川七号の櫻柱四
十七	川九八番の川七号の櫻柱四
十八	川九八番の川七号の櫻柱四
十九	川九八番の川七号の櫻柱四
二十	川九八番の川七号の櫻柱四
二十一	川九八番の川七号の櫻柱四
二十二	川九八番の川七号の櫻柱四
二十三	川九八番の川七号の櫻柱四
二十四	川九八番の川七号の櫻柱四
二十五	川九八番の川七号の櫻柱四
二十六	川九八番の川七号の櫻柱四
二十七	川九八番の川七号の櫻柱四
二十八	川九八番の川七号の櫻柱四
二十九	川九八番の川七号の櫻柱四
三十	川九八番の川七号の櫻柱四
三十一	川九八番の川七号の櫻柱四
三十二	川九八番の川七号の櫻柱四
三十三	川九八番の川七号の櫻柱四
三十四	川九八番の川七号の櫻柱四
三十五	川九八番の川七号の櫻柱四
三十六	川九八番の川七号の櫻柱四
三十七	川九八番の川七号の櫻柱四
三十八	川九八番の川七号の櫻柱四
三十九	川九八番の川七号の櫻柱四
四十	川九八番の川七号の櫻柱四
四十一	川九八番の川七号の櫻柱四
四十二	川九八番の川七号の櫻柱四
四十三	川九八番の川七号の櫻柱四
四十四	川九八番の川七号の櫻柱四
四十五	川九八番の川七号の櫻柱四
四十六	川九八番の川七号の櫻柱四
四十七	川九八番の川七号の櫻柱四
四十八	川九八番の川七号の櫻柱四
四十九	川九八番の川七号の櫻柱四
五十	川九八番の川七号の櫻柱四
五十一	川九八番の川七号の櫻柱四
五十二	川九八番の川七号の櫻柱四
五十三	川九八番の川七号の櫻柱四
五十四	川九八番の川七号の櫻柱四
五十五	川九八番の川七号の櫻柱四
五十六	川九八番の川七号の櫻柱四
五十七	川九八番の川七号の櫻柱四
五十八	川九八番の川七号の櫻柱四
五十九	川九八番の川七号の櫻柱四
六十	川九八番の川七号の櫻柱四
六十一	川九八番の川七号の櫻柱四
六十二	川九八番の川七号の櫻柱四
六十三	川九八番の川七号の櫻柱四
六十四	川九八番の川七号の櫻柱四
六十五	川九八番の川七号の櫻柱四
六十六	川九八番の川七号の櫻柱四
六十七	川九八番の川七号の櫻柱四
六十八	川九八番の川七号の櫻柱四
六十九	川九八番の川七号の櫻柱四
七十	川九八番の川七号の櫻柱四
七十一	川九八番の川七号の櫻柱四
七十二	川九八番の川七号の櫻柱四
七十三	川九八番の川七号の櫻柱四
七十四	川九八番の川七号の櫻柱四
七十五	川九八番の川七号の櫻柱四
七十六	川九八番の川七号の櫻柱四
七十七	川九八番の川七号の櫻柱四
七十八	川九八番の川七号の櫻柱四
七十九	川九八番の川七号の櫻柱四
八十	川九八番の川七号の櫻柱四
八十一	川九八番の川七号の櫻柱四
八十二	川九八番の川七号の櫻柱四
八十三	川九八番の川七号の櫻柱四
八十四	川九八番の川七号の櫻柱四
八十五	川九八番の川七号の櫻柱四
八十六	川九八番の川七号の櫻柱四
八十七	川九八番の川七号の櫻柱四
八十八	川九八番の川七号の櫻柱四
八十九	川九八番の川七号の櫻柱四
九十	川九八番の川七号の櫻柱四
九十一	川九八番の川七号の櫻柱四
九十二	川九八番の川七号の櫻柱四
九十三	川九八番の川七号の櫻柱四
九十四	川九八番の川七号の櫻柱四
九十五	川九八番の川七号の櫻柱四
九十六	川九八番の川七号の櫻柱四
九十七	川九八番の川七号の櫻柱四
九十八	川九八番の川七号の櫻柱四
九十九	川九八番の川七号の櫻柱四
一百	川九八番の川七号の櫻柱四

## 公 告

- (3) 提出書類等
  - ア 受験願書

所定の用紙により試験の種類及び指定区分ごとに提出すること。

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の8に規定する消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の12の規定により公告する。

昭和50年5月16日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時
  - ア 筆記試験 昭和50年8月8日 午前10時から
  - イ 実技試験 昭和50年9月7日 午前10時から

### 2 試験の場所

鳥取市

### 3 試験の種類

- (1) 甲種消防設備士試験
- (2) 乙種消防設備士試験

### 4 試験の方法

試験は、筆記試験及び実技試験の方法により行う。

### 5 受験願書の受付期間

昭和50年6月10日から昭和50年7月5日まで(郵送の場合は、昭和50年7月5日までの消印のあるものは、有効とする。)

### 6 受験願書の提出先

鳥取市東町1丁目220番地 烏取県総務部消防防災課

- イ 受験資格を有することを証明する書類
- ウ 写真(受験願書提出前6箇月以内に撮影した縦5.5センチメートル、横4センチメートルの正面上半身像のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。) 1枚

## 鳥取県公報

エ 受験手数料等

(ア) 受験手数料

甲種消防設備士試験 1,500円

乙種消防設備士試験 1,000円

(イ) 納付方法

(ア)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

(ウ) 既納の手数料は、返還しない。

## 5 その他

(1) 受験願書は、各消防本部又は鳥取県総務部消防防災課に請求すること。

(2) その他不明の点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。